療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件

## ○厚生労働省告示第二百八十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則 (昭和三十二年厚生省令第十五号) 第十九条第一項本文及び第二十

齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条本文並びに高 (昭和五十八年厚

条第二号ト、

生省告示第十四号) 第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、 療担規則

及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等 (平成十八年厚生労働省告示第百七

号) の一部を次の表のように改正し、 令和七年十月二十二日から適用する。

令和七年十月二十一日

厚生労働大臣 福岡 資 麿

## 労 例大臣 が定める注射

改

TF.

後

第十 、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、組換之型血液凝固第以因子製剤、活性化プロ スタグランジン□製剤、 するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。 透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与 患者に対して使用する場合に限る。)、生理食塩水(在宅血液 を行っている患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対 グルカゴン製剤、 フェロンベータ製剤、 静脈栄養法用輸液、 成刺激因子製剤、 ホルモン誘導体、 放出ホルモン剤、 して使用する場合に限る。)、血液凝固阻止剤 刹、 メタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、 コドン製剤、 マトリプタン製剤、 ヒトソマトメジンC製剤、 Ⅵ因子製剤、 .解又は希釈に用いる場合に限る。) 、ペグビソマント製剤、 液凝固第Ⅲ因子製剤、 生労働大臣が定める保険医が投与することができる注 インスリン製剤、 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号ト 凝固第Ⅶ因子製剤、 射用水 タゾンリン酸エステルナトリウム製剤、 ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤 乾燥人血液凝固第Ⅲ因子製剤、 (本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその 自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出 グルカゴン様ペプチド―1受容体アゴニスト インターフェロンアルファ製剤、 ヒト成長ホルモン剤、 フェンタニルクエン酸塩製剤、 ブプレノルフィン製剤、 モルヒネ塩酸塩製剤、 乾燥人血液凝固第IX因子製剤、 乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性 人工腎臓用透析液 活性化プロトロンビン複合体 遺伝子組換え活性 性腺刺激ホルモン エタネルセプト 抗悪性腫瘍剤 遺伝子組換え型 (在宅血液透析 (在宅血液透析 プロトンポン デキサメタゾ 在宅中心 インター 複方オキ 遺伝子 プロ  $\mathcal{O}$ 

## 第十 生労働大臣が定める注 射

改

正

前

生労働大臣が定める保険医が投与することができる注

療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号

F

第 VII シコドン製剤、 スマトリプタン製剤、 溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、ペグビソマント製剤、 スタグランジンI2製剤、 するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。 透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与 患者に対して使用する場合に限る。)、 して使用する場合に限る。)、 を行っている患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対 グルカゴン製剤、 フェロンベータ製剤、 静 成刺激因子製剤、 ホルモン誘導体、 放出ホルモン剤、 組換え型血液凝固第IX因子製剤、 血. 剤、 メタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、 ヒトソマトメジンC製剤、 脈栄養法用輸液、 液凝固第Ⅷ キサメタゾンリン酸 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、 インスリン製剤、 因子製剤、 凝固第Ⅷ因子製剤、 注射用水 因子製剤、 ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤 乾燥人血液凝固第Ⅲ因子製剤、 (本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその 自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コ グルカゴン様ペプチド―1受容体アゴニスト 性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出 インターフェロンアルファ製剤、 ヒト成長ホルモン剤、 フェンタニルクエン酸塩製剤、 ブプレノルフィン製剤、 エステルナトリウム製剤、 モルヒネ塩酸塩製剤、 乾燥人血液凝固第IX因子製剤、 乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化 人工腎臟用透析液 血液凝固阻止剤 活性化プロトロンビン複合体 生理食塩水 遺伝子組換え活性 顆粒球コロニー 性腺刺激 エタネルセプト 抗悪性腫瘍剤 遺伝子組 (在宅血液透析 (在宅血液透析 プロトンポン デキサメタゾ (在宅血液 インター 在宅中心 複方オキ ホルモン 遺伝子 換え型 プロ 形

ゼ製剤、 場合に限る。 アルファ製剤、ベラグルセラーゼーアルファ製剤、ラロニダー デュルスルファーゼ製剤、イミグルセラー ダーゼ ナトリウム製剤、 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステル ルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド―1 チバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモ キセキズマブ製剤、 酢酸塩製剤、 免疫グロブリン(皮下注射)製剤、 ネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、 パリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、 る場合に限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、 行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用す 限る。)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を る患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってい グリシン・L―システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤 コポラミン臭化物製剤、 メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、 ブロスマブ製剤、アガルシダーゼーアルファ製剤、 エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する メトクロプラミド製剤、 ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、 阻害剤 トラネキサム酸製剤、 性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。 ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イ アルファ製剤、ガルスル メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤 H 2 )、アスホターゼーアルファ製剤、 サトラリズマブ製剤、 脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤 断剤、 遺伝子組換えヒト von Willebrand ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカ グリチルリチン酸モノアンモニウム フルルビプロフェンアキセチル製剤 プロクロルペラジン製剤、ブチル バゾクロムスルホン酸ナトリウム ファーゼ製剤、セベリパー 電解質製剤、 ビルトラルセン製剤、レム ゼ製剤、 pH4処理酸性人 トシリズマブ製剤 (季節性アレ )、テデュグ グラチラマー 注射用抗菌 エロスルフ アポモルヒ アガルシ 因子製剤 イ

アルファ製剤、 デュルスルファーゼ製剤、 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステル 免疫グロブリン(皮下注射)製剤、 ネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、 ルチド製剤、 ゼ製剤、メポリズマブ製剤、オ ダーゼ ナトリウム製剤、 ルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド―1 チバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモ キセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカ 酢酸塩製剤、 場合に限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、 、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する 、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、 パリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、 る場合に限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、 行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用す 限る。)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を る患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってい グリシン・L―システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤 コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・ 剤、トラネキサム酸製剤、 ブロスマブ製剤、アガルシダーゼーアルファ製剤、 ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、 メトクロプラミド製 性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。 ベータ製剤、アルグルコシダーゼーアルファ製剤、イ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、  $H_2$ サトラリズマブ製剤、 脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤 ベラグルセラーゼ
アルファ製剤、ラロニダ 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 剤、 カルバ 剤、 イミグルセラーゼ製剤、 プロクロルペラジン製剤、 フルルビプロフェンアキセチル製剤 ゾクロムスルホン酸 マリズマブ製剤 ビルトラルセン製剤、レム 電解質製剤、 トシリズマブ製剤 pH4処理酸性人 (季節性アレ グラチラマー セベリパー 注射用抗菌薬 ナトリウム アポモルヒ エロスルフ アガルシ ブチル ス

製剤 く。)、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、 ラリズマブ製剤 ルアドレナリン製剤、 ファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、 テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤 ラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、 ァ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプ パビナフスプーアルファ製剤、アバルグルコシダーゼ ボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、 カプラシズマブ製剤、 ソリチド製剤、 デシビル製剤、 、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、 ・ブリ エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ ゼ 乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベン フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。 (四週間を超える間隔で投与する場合を除く。 、キズマブ製剤、 ルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤 エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、 ガルカネズマブ製剤、 (四週間を超える間隔で投与する場合を除 ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤 乾燥濃縮人C1―インアクチベーター製 クロ バリマブ製剤 オファツムマブ製剤、 シパグルコシダ ビメキズマブ )、ホスレ アルフ アル

製剤 く。)、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、 ラリズマブ製剤(四週間を超える間隔で投与する場合を除 テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤 ラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、 ルアドレナリン製剤、 ファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、 ァ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプ パビナフスプ
アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ ボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、 カプラシズマブ製剤、 ソリチド製剤、 デシビル製剤、 、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ ブリ 乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベン フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。 ゼ (四週間を超える間隔で投与する場合を除く。 、キズマブ製剤、 ルファ製剤 エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、 ガルカネズマブ製剤、 ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤 乾燥濃縮人C1―インアクチベーター クロバリマブ製剤及びシパグルコシ オファツムマブ製剤、 )、ホスレ アルフ アル

(略)

			和区	Я		]
_ <b>(あ)</b> <u>  アルプロスタジル注5 μgシリンジ「科研」</u>	<u>注</u> 射 薬 <u>品 名</u>	第6部 追 補 (3)	第1部~第5部 (略)	別表第2	改正後	
<u>5μg1mL1筒</u>	規格単位	(新設)	第1部~第5部 (略)	別表第2		
					改正前	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
						可分は改正部分